

一千九百四十三年八月

各轉住所内に現在居住して
居る日系人の隔離

ワシントン市
戦時轉住局

訂正

第四頁——最後の三行目

「訊問の折に米國に忠実であるか或は……」とあるは
隔離される者として指定される。此際隔離指定を受けない者は
は第三部に編入され、外部移住許可を得、資格に就いては、
後程、更に再審問の上、決せられるのである。」と訂正

第五頁——第三部の最後の一節

「上記の第三部に含まれて居る者は……云々」とあるは

「上記の第三部に含まれて居る者は、転住所内に於て、外出許
可に就いて審問が行はれ、所長によつて外出許可を拒否され
た者は隔離される。」と訂正

第六頁——中央——ハ及びニ

ハ、「第三部に屬して居る者の中で轉住所長によつて外出許可を
拒否されたる者」と訂正。

二、「其他の者で近親者の都合上ツーリレーを行を望む者は所内
社會救濟部との相談の上で自發的移動の許可を得る事も出
来る」と訂正。

第六頁——最後の五行

「第三部に含まれて居る者も同様に……云々」とあるは全部削除
され

「調査委員の訊問に出頭した者には、訊問終了後、直ちに文書
をもつて其結果を通知せらる。」と訂正。

以上

戦時轉住局の隔離計畫

戦時轉住局は各轉住所内に居住して居る日系人の總ての福利に關して、責任を有して居るゝある。然しこれ責任の遂行は、轉住所内に於ける居住者の大多數が忠良なる米国人たらんと欲して居る一方、一部の者は米國に忠実でなく、又米國の戰争遂行目的に同意しないと言ふ事を明示して居る事、非常に困難である。戦時轉住局は之等の二種の異つた態度を示して居る居住者に對して責任を有して居ると同時に、米國の利害を保護且つ促進する責務も有して居るゝである。

轉住局は慎重な審議の結果、米國の制度の下に生活せんと望む者と、米國の利害に逆ら融和しない所の利害を保持する者を「分離す」は「轉住局としての責任を全うする事が出来ると言ふ決論に達したのである。

依つて隔離計畫の順序が取極められたのである。轉住所居住者には米國に忠実でないか、或は好意を有して居た者は、ツーレ・レー・キ轉住所に移され、ツーレ・レー・キ居住者にて、米國に忠実であり、或は好意を有して居る者は、他つ轉住所に移されるか又は出来れば、外部移住許可書へうるゝのである。隔離完遂後、轉住所に在る居住者は、米國の繁榮と密接な關係ある利害を有する故として、轉住所より外部に移住する資格を備へた者より成るゝである。

虚罰又は刑罰として行はるゝではない。戦時轉住局は米国に對する誠実に欠けて居るか或は日本に見頃負して居ると率直に斷言した所の日系人の誠意を認めらるゝである。ツーレ、レーキに移された者は、外出の特權を與へらるるゝであるが、被等の場合は現在の轉住所に居残る事が出来たとしても、此の特權は得らるるゝである。

隔離は米国人として生き又同時に妨げらるゝ事なくアメリカ魂を發揮せん事を切望して居る所の立退者に米国人として生きる賴しい機会を與へるゝである。又轉住所内に於て和合を確かにもたらすのである。又外出許可を得た者が外部に於て歓迎される可能性を増し移住を接ける事になるのである。

隔離される者の選定は公平と公明正大を以て行はるゝである。余は隔離は移動しなければならぬ人々に可成り不便を感じせしめる事を認めるゝであるが、國家の事又數万名の誠忠である米国市民及法律を遵守する非市民の福利の見地から見れば、此の手段は正當であると信するゝである。

轉住所内の居住者は皆隣字隔離計畫の主旨及其の遂行方法に通曉して關係者の總てに在るへく困難を與へたゞて必要な調整を可能にする様に勧めたゝのである。

戰時轉住局長

デイロン・エス・マイヤー

○如何にして隔離が遂行されるか

自分の祖国或は血族的系統を引いて居る所の國と交戦中の國に現に在住して居る者は、自分が利害と共にし、又同時に自分の支持を捧げる事を誓ふ所の國を選ぶ必要に迫られるつである。現在轉住所内に居住して居る日系人は個人的選擇の自由を行使し各自其の行庫によつて、其の申立を立證する機會を既に與へられて居るゝである。

誰がツーレー・レーキ轉住所に移されなければならぬかと言ふ事を決するに當り、轉住局は各自の申立てと本人の行庫が其の申立て立證して居るか何うかと言ふ事を慎重に考慮するゝである。

多數の外國生れの者は、法律上の制限の度ばかりに忠実なる米国民となる事が出来た、と同時に、又法律上米國市民でありながら、今次の戰争に於て、斷然、日本賤貞である者が居ると言ふ事実に鑑みて、當局は市民權の有無は考慮に入れて、隔離を遂行するゝである。

参考となる重要なものの一つとして考慮されるのは、本年の二月及三月に各轉住所に於て行はれた登録に用ひられた貨向書の中の貨向が二十八番の答である。是小は日系米國市民に對しては、米國に誠忠を誓ひ、同時に他の國に對する誠忠を棄絶するや否やとの質問であり、非市民に對しては、米國の法律を遵守して、米國の戰時奴力を妨げる様な行庫には出ないと言ふ事を約するや否やとの質問であつた。此の隔離計畫の説明には、此の

兩様質問を質問第十八番と称する事とする。

○立退者の類別

隔離計畫遂行の便宜上轉住所内の居住者は、四つの異った部に類別する事が出来るのである。

第一部

別に訊向なしに隔離される者、此の中には本年七月一日以前に正式に本国帰還或は米國々籍離脱を申込んじて七月一日以前に撤回しなかつた者を含む。

第二部

質問第二十八番に對する答、或は全然答へなかつた事によつて、米國より寧ろ日本に忠実である様に見える者、此の部に含まれて居る者は、各自隔離決定再調査委員の訊向に出席して、日本貿易員又は日本に忠実であると言ふ證據が實際本人の行李と間違なく一致して居るか何うかと言ふ事が確かめらるゝのである。此の中に含まれる者は、質問第十八番に「否」と答へて、七月十五日以前に「は」に答へなかつた者、登録を拒んだ者及登録せらる質問第二十八番に答へなかつた者。

再調査委員によつて行はれる所の訊向は、比較的簡短である。從前通りに日本貿易員である者は、隔離され者として指定され、訊向の折に米國に忠実であるか或は米國貿易員であるとの聲明に署名した者は、第三部に編入され、外部移住許可を得る資格を

備へて居るか何うかに就て、後程、更に審問の上決せらるゝのである。

第三部

米國に忠実である事或は米國賄賂である事を言明して居るにも拘らず、以前の言明又は他の證據の有無、其の誠忠或は貪賊質が疑はし、者此の部には、左の者が含まれて居る。

不^ハニ部より編入された者、

口登録當時に質問^ハナハ番に「否」と答へて、七月十五日以前に「はい」と改変した者、

八、同質問に「はい」と答へたが、條件を附けた者、二、本国帰還又は国籍離脱を申込んで、七月一日以前に撤回した者、

九、米國に對する誠忠に欠けて居る 證據以外にある者、

ヘ、轉住局長に外出を拒絶された者、

上記の^ハニ部に含まれて居る者は、轉住所外出許可部によつて訊問が行はれ申請者の誠忠を確かめ、外出許可を得る資格を有するや否やを決定する事の出来る徹底的訊問が行はれるのである。外出する資格を有する者、此の部に属する者は隔離されな^ハのである。

第四部

。誰がツーレ・レーキ轉住所に移さるか

次の條項に含まれて居る者はツーレ・レーキに移さる。

1. カ一部に属する者全部、

2. カ二部の者の中で再調査委員によつて、米国に忠実でないか或は米國顕質でないと認められた者、

ハ

カ三部に属して居る者の中で轉住所外出許可部によつて外出の資格を備へて居たと断定された者、

カ四部に含まれて居る者で、家族と一緒に住む事を望む者、此の様なツーレ・レーキへの自発的移動は轉住所社会部と相談の上許可を得る事が出来るのである。

○再調査委員による訊向の通知

カ二部に属して居る者は各自隔離に用いて其の身分を牛紙にて通告され再調査委員によつて行はれる所の訊向に出頭する日と場所が指定される。カ三部に含まれて居る者も同様に身方に用する通知と訊向に出頭する日と場所に用いて通知を受けた。

再調査委員の訊向に出頭した者は訊向終了後直ちに其の結果を文書にて通知されるのである。

○誰が轉住所に居残るか

隔離完遂後に轉住所に取り残された者は皆外部移住の資格を備へて居る者であつて轉住局は從前通りに外部に移住して順當な生活を營む事を望んで居る者に援助を與へる事に努力を續けるのである。

●移動順序

移動される者はツーレ・レーキ轉住所に移動される事が決まり次第直ちに社會部と相談に差し向けられる。此の相談の結果次の様な事が決められる。

イ 本人は旅をする事が出来るとすれば特別便宜を要するや否や。

ロ 家族の者で誰が同伴を望むか。

ハ 本人又は其の家族は外に如何なる援助を要するか。

或る場合には家族全部の本国帰還又は国籍離脱を家長の署名の下に申請して居る。斯かる場合には家族の者で申請に自ら署名しなかつた者は本国帰還又は国籍離脱を申請又は拒絶する簡単な陳述に署名する事を要求される。此陳述は轉住所長にツーレ・レーキに眞先に移動する者の正確な名簿の作成を可能にする事に八月十日迄に完了されなければならぬ。

年齢或は男女の別なく本国帰還或は国籍離脱申請に本人自ら署名する事を要求する方針はツーレ・レーキ轉住所に行く者は米國に忠実でないか、そもそもは米國の戦争遂行目的に同意し得ないと言ふ事を立證する自分の行李及陳述の結果、行つて居るゝあると言ふ戰時轉住所當局の原則と一致して居るゝである。

旅が出来ない病身の者は充分に快方に向小送はツーレ・レーキ轉住所に移さないゝもあり、又近親の者も一緒に居残る事を許さる。病氣の度に必要とする特別許可或は旅行中の特別便宜は轉住所主任医師によつて認定さる。

ツーレ・レーキに移動する者は前以つて通知を受けさつてあつて此の通知は出発の日と乗る汽車を含み暇乞ひに廻るに必要な時間と興へる事が出来様になつたけ早く発せらる。

轉住所よりツーレ・レーキに移動する事になつた者は政府所有物を返却する手續まとつたり回送されなければならぬ、自己の所有物のサ何作りをしたり宛名を書いたり必要な準備をして居なければならぬ。家庭用の必要品のみ即ち實際に使用されて居る物品及自製家具等は回送貨を政府が支拂ふ事になつて居る。之等の所有物は回送には貨物として取扱はるゝあるから所有者がツーレ・レーキに到着して二ヶ月後迄届かなかつた事にならかも知れないとある。

故に隔離される者は此の期間に必要と思はる着物、家庭用品等を携へて行く事が肝要である。之等の物は半荷物或は小荷物として携へらるゝのである。小サ何物は一人前汽車貨

に對して百五十斤に限られて居るつであつて汽車にて旅行中には使用する事は不可能である。

手荷物には旅行中に必要な物だけを含む事にこなけばならぬ。自らの荷物及貨物をちゃんと用意して姓名、住所、家族員人數及目的地を明瞭に記す事は隔離される者各自の責任である。必要の荷札は給與される。貨物として取扱はれる品物は所有者出発の後共二十四時内前に竹箱に入れて荷作りが整つて居なければならぬ。

特に鉄道が過重の使命を果して居る戰時に於て數千名の老若男女をツーレ、レーキ轉住所に移し沿ど同数の者をツーレ、レーキから六ヶ所の轉住所に移すは複雜且困難な仕事である。轉住局は陸軍當局の協力を得て移動する人々になるだけ不便を與へない様に此の大集團的移動を完遂すべく周到に計畫して居るである。移動汽車にはそらく轉住局の代表者が乗つて居て立退者に援助を與へる。旅行中は汽車の中で食物が供せられ又医療、看護婦の便宜も計らる。幼児用の乳其他の便宜も供せられるのである。

轉住所主任医師の必要と認めた場合には老人又は病身の者は旅行中に寝台を與へられる。然し一般の者はコーナーにて旅行する事になつて居る。

○ツーレー・キ轉住所が選ばれた理由

加州北部に位する所のツーレー・キ轉住所が隔離所として選ばれた四つの理由は次通りである。

- 一 一万五千名を収容し得る設備を有して居るうえ隔離される者の全部を収容する事が出来ると見られて居る事。

二 農場が良く耕作されて居り轉住所居住者に廣範囲の職と食料を供給し得る事。

三 ツーレー・キ轉住所は他の何れの轉住所よりも隔離される者を多數有して居るうえあるから隔離実施に伴ひ移動者の数を減少する事。
四 轉住所は護衛を必要とする立退区域に位して居る故に外部移住の費用と困難を増して居ると言小幸。

○ツーレー・キ隔離所々長

ツーレー・キ隔離所を旨く支配する事の出来る腕に全幅の信頼を寄せて居る轉住所局長マイヤー氏の仕事の下に入日一日にモンド・アル・ベスト氏がツーレー・キ隔離所長となつたのである。

ミシガン州カラマスー市の近くで生れたベスト氏は少年時代より西部に居を定め過去二十五年間アイダホー州に住居を

有して居たのである。千九百四十二年四月に戰時轉住局の員として轉職する迄は農務省内の各部局に長年勤めて居たのである。

ベスト氏は組織當初よりの戰時轉住局の卒先者の下であつて最初には各轉住所の設立及供給に援助をなしたのである。又初めユタ州モアブに設立され現にアリゾナ州ルツブに移りてゐる收容所長に任命される以前にミニドカ轉住所に於て六ヶ月勤務したのである。モアブ及ルツブに於てベスト氏は居住者の信賴と誠実をかち得た上公平且思慮深く取扱いによつて評判となつたのである。

第一次世界大戰に於てベスト氏は米國海兵隊の一員として活躍したのである。因に氏は家庭の人であつて三人の息子がある。二十三才の長男ロバートは米國航空部隊員であり次男ジャック(十四才)と三男レー・モンド(十才)は両親と一緒にツーレー・キニ居住するのである。

○ツーレー・キニ隔離所の經營

現在に於けるが如くツーレー・キニ隔離所の經營は戰時轉住局が全責任を有するのである。詳細多くは未だ決定を見て居たがツーレー・キニは各轉住所に適用して居る大体の方針の下に従前通りに經營される。但し次の二つの例外に於ては著し、差異を見るのである。

一 ツーレーキ隔離所内の居住者は外の資格を有して居なくてある。

二 自治制を規定して居る所の轉住局方針は適用されなかつてあるが立退者を代表する所の諮詢にあづかる所の會議が設けられる。

此の桌を除く外ツーレーキは他の轉住所に類似するのである。

各轉住所に於けるか如く外部的保安は陸軍が責任を負ふのであって内部的秩序は現在轉住所に於て実行されて居る制度の下に居住者が自ら保つ様に計畫されて居るのである。

ツーレーキ隔離所は西部防衛管区内に位して居るので短波ラヂオ、寧夏機其他の物は禁制品として所有を禁せられ居る。又等の禁制品のリストは轉住所内部保安課に於て得る幸が出来る。ツーレーキ隔離所に到來した者の所有荷物は陸軍當局によつて禁制品検査が行はれる。

郵便物の検査は、戰時に於て國家の安全の為に検査を行ふ權限を有する陸軍によつて決せられなければならぬ。

轉住所に於けるが如く小學校及中等學校が備へられる。然しそ供が此の米國の學校に通小機會を與へらるゝか何うかと言ふ問題は父兄によつて決せられるのである。立退者のうち他種の學校は米國政府の費用を要しない限り父兄にて設立經營する事が許される。政府經營の學校に通ふ児童は放課後、他の學校に通小事を許さる。

成人教育及職業教育が備へられる。

ツーレーリキ隔離所に於ては信仰の自由が認められる。ハ
シ國体神道は日本政府によつて宗教と看做されて居た、故
宗教として許されるのである。

病院及充分な衛生施設及プログラムが備へられ賤産及
所有物に關して法律上の相談及援助が與へられる。隔離所内
の秩序安全を妨げた、限り暇の利用に關しては束縛はない。
隔離所内に英語或は日本語新聞が發行される。若し希
望とあれば兩語新聞が許される。仕事は自発的に決せられる
問題であつて衣服給與を含む給料は轉住所に於けると
同様である。失業補償金(年當)及救済金は戰時轉住局
が支拂ひ特殊労働者には作業服が給與される。

協同消費組合の事業は繼續される。ツーレーリキへ移される
者はツーレーリキ協同消費組合に参加する事が出来る様に
轉住所内の組合事務所に於て手續をするか或は会員費の
拂戻しが得べきである。会員への割戻しはツーレーリキへ移され
る前又は移された直後に支拂はれる。

轉住所に於けるが如く住宅は大体家族を本位として割當で
ある。

ツーレーリキ隔離所内の居住者は外部に在る親戚の病気
見舞、或は葬式に行くには所長の許可を要する。異常の
場合を除く外斯様な外出は關係者の自費にて行はるゝであつ
て又最少限度に許可される。

外部に居住する者が親戚又は友人を訪問する許可を得る
には前以て隔離所長に申込むのが所長はかかる訪問

が不適當であると見た場合には許可を與へる事を要しない。

隔離完遂後には異常の場合はツーレーキへ移動する事が許される。

ツーレーキ 隔離所内に在る者は、戦時轉住局の指令により居住地をうつし自発的の居住地をうつし適用されず所の方針、規則及規律の全部の支配下にある事を念頭に置かねばならぬ。

○上訴する権利

隔離遂行の結果生ずるかも知れない所の不公平を匡正する方法を與へる為に隔離完遂後にツーレーキ居住者の上訴を審査する上訴委員が設定される。

不正當に隔離されたと信ずる居住者は上訴委員に審査を申請する事が出来るのである。此の審査に於て申請者は自己の申立を充分になす機会を與へられる。上訴委員は居住者の轉住所移動許可を推奨する権限を有するのである。

隔離完遂後ツーレーキ隔離所に自発的に居住して居る者にして轉住所に移る事を望む時は同様に上訴委員に申請して許可を得る事ができる。

○雑件

現行法ではツーレーキ 隔離所へ移された者又自發的

に居住して居る者の市民権には何等の影響もな。

本国帰還又は国籍離脱を申請した者が何時日本へ送還されるかを豫告する事は不可能である。スペイン大使館を通じて日本政府が提供したリストに基づいて交換される人が選定される事になつて居る。此のリストに含まれて居る者は從前の如く通告を受けろのである。

理由あってソレーレーク隔離所に移れて居るが本国帰還も国籍離脱も申請して居ない者が日本政府の交換リストに含まれて居る事は有り得るゝのである。此の場合には日本へ帰還しなければならぬが何うかと云ふ事は、米國々務省によつて決定されるのである。

米國市民にして国籍離脱を申請した者が戦争終結後米国に留まつた場合の身分に関しては豫測する道はないのである。此の問題は戦後の條約米國国会制定の法律及現行法の解釋に依るのである。

徴兵制度が日系市民に適用される事となつた場合にはツーレーリキ隔離所内に在る米國市民は除外される様な事は全然ないと推定されて居る。

る旨のおり、若し故意或は故意にあらずして規定に違反したる場合は逮捕
拘留又は戦時中監禁下されることあるべし

不審の點ある場合は合衆國検事に問合せられたりし

貴君にして若し宣誓言に依りて放釋せられたる者(ペローリー)
なるか、或ひは国外放逐の處分をうけたる(デボーティー)者
なる時は總てのペローリー及びデボーティーに摘要せらるゝ、
一般法令に従はず。又検事総長に依りて發せられたり。ペロール令に含まれるゝ特別の訓令を遵守せねば
ならぬものなり。

War Relocation Authority
Dept. of Interior
February 1945

- 三、若し姓名、住所又は職業を變更せらる場合は直ちにペンシルバニア州費府の
移民歸化局外人登録課並にア・B・Iに變更の旨を通知すべし。各自
自の『身分證明書』に各自の通常すべき地方のア・B・Iの所在地は記載しあり
四、大統領令に據り禁じられたるレデオ發受信機、短波レデオ受信機、寫
眞器、流器及び其の他の禁制品の所有保管、支配又は使用^は許されず
五、各自居留區域(市町村)外への旅行は許可證を必要とし、旅行七日前
に最寄の合衆國檢事局へ出頭し許可證の請願書をあすべし。出頭
不可能の場合はその理由を陳述し請願書を提出すべし。緊急の場
合に限り七日以前に許可證の下附あるべし。合衆國檢事は出發及び
歸還の時日、旅行の目的、訪問地名記述の請願書を要求すべし
自己の居住地外にある場合は常に該旅行許可證を携帶すべし
六、総ての飛行機又は空中機による旅行と公衆に開放されざる又は接近
を許されざるすべての公道、水路、空路、鐵路、地下道、公供施設(發電所
を記憶すべき事^四
- 敵國外人の行動に関する布告令並に規定を遵守することに依り他
の敵國外人と同様に行動の自由、利權及び特權の行使を附與される

九、外國旅行に関する取締法に據らずして合衆國より出國する事を得ず
外國旅行取締法に関しては華府外務省に照會されたり

INSTRUCTIONS FOR ALIENS OF JAPANESE NATIONALITY
LEAVING RELOCATION CENTERS

外部へ轉住する一世の遵守すべき注意事項

市民に非らざる純ての日本人は他の敵國外人と同等の待遇を享へるものあり
轉住所當所後は他の敵國外人と同様合衆國內を自由に旅行し得るものあり
一勿論合衆國檢事の許可證を要し又檢事の指令に従ひバキナシのことす

尤記事項は諸君に對する報導及び一般參考手引きホリ 熟讀の上疑惑の
ある節は最寄りの令衆國檢事に問合はされ度し 檢事は快く協力を説明
の勞をとるべし

一 各自は常に身分證明書(外人登録書)を携帶すべし

警察官又は係りの政府の官吏に該證明書の提示を求められたる時は快く
之に應ずべし 紛失せる場合は直ちに附近の令衆國檢事に其の旨を通知
すべし

二 法規上の姓名のみを使用すべし 他の姓名使用の場合は使用前に合衆國
檢事に許可證の請願をあすべ

米國大統領

ローズベルト氏

陸軍長官

ステムソン氏

駐日大使

ジョセフ・グルカ氏

アーヴィング長官

エドガード・フーバー氏

戰時人的資源局長官

ホール・マクナット氏

其の他 諸名士

聽可リスカ聲ソウ

米系曰
國市民に陳る述書拔萃

米國陸軍長官發表の一部

大統領から陸軍長官への書簡

(日系兵戦闘部隊編成に關する陸軍省の發展に対する大統領
から陸軍長官宛てた書簡 一二月一日)

「陸軍省が忠誠ある日系市民の戰闘部隊を編成し、既に服役してゐる五千人の日系兵士と共に國家に貢献する慶會を附與した事は余の非常によ欣快とする處である。今日迄軍事上西部沿岸よりの立退き問題繁雜の爲、一時日系市民の兵役問題を中止したが、今固茲ト國民の義務の一要素たる兵役義務を日本市民に復帰せしめた事は自然的且つ最も合理的の手段であり、市民の祖先の血統如何を問はず、市民としての義務を果せらる事はデモクラシーの眞髓ト叶ナ事であるに忠誠ある市民の信じて疑は無い所であらうと思ふ。

此のデモクラシイニティが國家の根本原理下めて、米国は建国以來民族並に其の祖先の血統の偏見的、差別的ふ政策に據らず、此のデモクラシイを根本政策として國家が統制されて來たものである。斯くて眞の米国人は國家より忠誠ドアリ、自由とデモクラシイを信條とするものである。故に忠良なる米国人には協力一致、兵役、軍需工業、農業及び他の重要な産業に服事させ国家に最大の貢献をする機会を與へべきである。

最後に陸海軍省、人的資源統制局、司法省及び
W.R.A、當局等が戰時政策に協調し国民を適材
適所に配置し、戰争を遂行して行く事は余の最も
欣快とし又感銘とする所である。

一九四三年二月一日

スティムソン陸軍長官殿

フランクリン・D・ローズベルト

ステイムリン陸軍長官の聲明

國家の戦争に参加して戦事は祖先の血統如何に拘はらず忠誠ある市民の持つ先天的権利である。非常時事態の見地から此の権利行使に制限を加へられた場合は出来るだけ早くその障害を撤回しあければあらゆい。國家に対する忠誠の聲は何時よりとも耳を傾けられるべきである。

此の意味から余は今回、此の根本的あ米国民の信條が戦争遂行の爲無視されあかつた事實証を亦し得ることを欣快とするものである。

米國々務長官特別補佐

前駐日米國大使

ジョセフ・シー・グリュー氏

「グリュー前駐日大使の一九四三年四月廿六日 紐育州スネクテデイのエニオン・カレッヂに於ける演説から……」

『日系米國市民は米国人の中でも尊き存在である。余は彼等の存在する事を歓迎し且つ極く少數のものゝかすき振舞や悪評のある爲に信頼も出来ず且つ忠誠亦大多數の二世等が苦き負擔を課せねばふらふかつた事を非常に遺憾とするものである。彼等日系市民の中には米国の何處にもあるやう立派な性格の持主が一個人的に見て一存してゐる。且つ彼等の多くは米国の自由に酬いんとするに熱心であつて特に戦争の目的遂行に當つては如何ある難事をも敢行しやうと努力して居るものである。余は米国政府が二世に対する差別的拘束を早くも撤回しより良く遇するに至つた政策を是認するものである。殊に軍部が彼等の實力を世界に向つて放擺し得るやう此の米國市民達に機関を聞いた事に關し讃嘆を惜まないものである。』

『彼等の日本に対する關係は我等の英國に対し、スコットーランドに対し、アイルランドに対し、或は獨逸に対し、或は佛蘭西其の他の國家に対すると同じ關係にある。彼等は米国人であるが旧國家の人から見れば新大陸の中にゐる。従弟達である。余等は大西洋を越えて彼方にある従弟達に就いて誇りを感じるものであるが、それが爲に米国人たるの價値をそれだけ下げるとは思はない。之と同じ意味に於て、余は共通の自由ホ此の米國民の生活に貢献しようとする彼等、即ち太平洋の彼方に在る祖国から受継いだ彼等の衷心ある美夫卓をもつて此の米國に貢献せんとする日系の米国人を尊敬するものである。』

『我々米国内に住む者は眞の意味に於て將來に對する模範人たるべき使徒だヒミロひ得る。我々は如何に国内の人種が別れ居り散養が違つてゐてもお互の善き意に依り、斯く偉大な文化を達成し得る事。を世界の人類に對し披瀝せねばからず。

我々米國にある統治の人種、凡ての宗教を奉ずる人達は暴虐か軍政的軍國主義の出来事に對して戦ふものである。

我々は傲慢で自らを神と等しくする日本軍部の排他主義とは何等の一一致点をも見出せ無いのは、恰度アリア派の獨尊的獨逸な軍部に一致山本五郎のと同じである。世襲的階級しか特權の存在する處にはこれに挑戦し打破してゆく此の米國に於いて、日本米国人の貢献、如きは眞に價値あるものであると言はねばあらぬ。何故あれば第一に彼等は人種を超えて自由国家に於ける生きた存在であり、第二には、彼等が此の米国の全体的文化に対する生きた存在であり、第三には、彼等が價値ある貢献を爲すからである。

』

戦時情報局長 エルマー・デヴィス氏

(去る四月廿三日全米に放送したデヴィス戦時情報局長講演の一部)

東京に於ける米国銀行士の虐殺事件は米国人に完全な勝利を得なければならぬと云ふ確固たる闘争心を惹起させたに過ぎなかつた。おそらく此の決心は統ゆる種族の米国民市民の間に湧き出た事事と思ふ。

茲に或る新聞の論説を抜粋してこれを紹介したいと因だ。

「我々は今日太平洋対岸の敵が如何に残虐性を有して居るかを認識した。これに依つて我々は迅速且つ完全な勝利に我が國を誘導するためには全般能力を發揮しなければならぬ。そして米国人は此の戦争は媾和交渉に依る戦争終局には我慢出来ないであらう。我々は極軸敵国を無條件降服させなければならぬ。否我々は其の決心居る。敵国には開戦は皆童貞である故、我々は生活の安定期を圖る爲には完璧亦軍事的戰勝に依つてのみ得られるのである。」

市民協会發行の「シヒイク・シチズン」に依ると、米国で生れ自由と平等主義の米国信條の基に教育された日本市民は米国人同様お觀念を有して居る事が解る。

ミシシッピー州のシエルビー兵営には約三千名の日本市民が勤務して居り、東京の虐殺の報に接するや給料で戦時公債を買ひ、之等日本市民の其の情報に対する反響を如實に物語つて居る。尚其の他ハワイ及び西部の轉住所より来る兵役に服して居る数千名の日本市民も此の國に對し忠誠其他の米国人同様其の復讐精神燃え立つて居る。

陸軍次官室一車務官

大佐 W.P. スコッピー

日系米国市民に依りて編成される戦闘部隊が米国陸軍中でも有数の優良部隊たらんことを希望する。此の戦闘部隊は他のコーカシヤ人種の部隊の中に加はり、他の部隊と共に交戦するものである。

米国陸軍省は忠良ある日系米国市民に信頼する。之は又日系人が米国に信頼することを米国人及び陸軍省に知らしむる絶好の機会日でもある。

此の計畫が成功し、タクミの志願兵を出することは日系人の東部再移住計畫を進捗させる上にも大いに役立つと思ふ。

戦時情報局次長

ミルトン・エス・アイゼンハワーハー氏

(日系市民懇親会機関誌パンフレットシナズンへ寄せた書簡)

余は軍部が忠良ある日系市民に対する軍隊に服役する機会を再び與えた時には他の幾百万人の米国人同様非常に欣快とした慶である。

入隊する事の出来る貴日系市民は戦争に参加しより良き世界の建設に大きく貢献をする機會を附與されたのである。

余は此の戦争は聯合国側の完璧な優勝裡に終焉すると思推し、此の戦争に於ては全人類に眞實的お四海同胞愛的お時代を建設しなければならぬと思ふ。

此の際、各國各系統の聯合国側国民は山未得るだけ軍隊を強化し蘇生と自由を獲得するは五人の任務である。

米国内務長ハロルド・イキス氏

「尤は米国内務長官ロイキス氏が近隣の人と共に轉住所から出た
日本人を雇用してゐるとの新聞報導等が出で後 新聞記者會
議議でイキス氏の發表した聲明である(一千九百四十三年四月十五日)。」

日本米国市民七名が東部へ移住して来た事に關し 余
自身として非常に興味を持ったものである。

其の一つは、此の戰争が齊らした武寺と同等の……此の特異
の位置にある……市民の負擔を山來るだけ輕減するの口余
非難の努力であると信じたからである。 それが如何ある人種、力
ラーの人であるにしても 我々の市民が必要ある期間以上 轉
住所に止められ一置くことには同意するが山來ない。

第二の理由は此の市民達は既に加州の農園で農業家
としての経験を積んで居り、我等は又斯の如き熟練の農
業家を特に必要とするからである。

F.B.I. 局長

エドガード・ワーバー氏

『司法省豫算案に關して下院豫算委員會で同氏の
發表した証言の抜萃』

ハワイに在住する日本人に依つて釀成された悪い紛擾は
實際的に過去に於いて皆無であつた。余は曩にパールハ
ーバー事件以前、日本人に依る密偵的行爲やサボタ
ージ行爲の皆無であつた事も陳述書で發表した。

パールハーバー事件以前に犯された密偵行爲はあつたが
それは在留日本人に依つて爲されたものである日本政府の手
先とあつて働くもの及び出先官憲に依つて行はれたものである。

茲に於て余は當F.B.I.局が敵国外人の管理に関する執
政の處置について簡単に説明したいと思ふ。

パールハーバー事件突發の直後に於て秋等は將來危險
性ありと憂慮された人物を大舉檢束收容したのである。

ツラブルの核心とある之等の危險人物を除去した此の迅速
な行動が執りも直さず米国に於ける日本人、獨逸人、伊太
利人等の間に其の後密偵行爲やサボタージ行爲の少かつ
た原因にあつたと思ふ。

現在の米国に於て潛伏的密偵行爲、サボタージ行爲の
少い理由も亦此處にあると思ふ。勿論現在に於ても敵国外
国人間に斯くの如き違法行爲の絶對に無キやう常に監視を
怠らかで居るのである。

戰時人的資源委員會長 ポール・マクナット氏

〔戰時人的資源委員會長 ポール・マクナット氏が轉住局長マイヤー氏に發した報告（一九四二年十一月廿七日）〕

W.R.A 職業部監督トマス・ホーランド氏が先月人の資源委員會席上於て日系市民轉住者の W.R.A との關係及び一般戰時下人の資源問題に就き意見を發表したことが非常事態における人道的救済を喚起した。

職業部の記錄報には右人の資源研究の結果として充分の知識と教訓を提供された。余の知る處では W.R.A は西部沿岸から立退を命ぜられた日系市民への就職と生活の建直しを將大難に又発生する保護の下に本人社員に入らざる者も許し准備工事が成立して居る。此の方針は二重の効果を與へる。即ち日本市民である多様の轉住者の多くはリ一方には國家が要求する農園又は生産工業に萬能千の力を得て其の富に貢献する。

戰時下人の資源委員會は W.R.A に依り企圖されたる方針、職業周旋方針を實現するものであり、政府職業部と補給幹部等に就き協力を繼續する旨を保證する。

布哇軍司令官 陸軍中將

デロス・シー・エモン氏

[布哇軍司令官エモンス中將一九百四十三年四月三日發表]

約四千の日系市民戦闘部隊を編成すべく志願兵を募り集めしに對し充分の布哇日系市民が應募された事を余は深く感謝す。彼等日系市民兵は赫々たる記録を立す事と信するものである。今後布哇産業の爲に多大の人的、資源を要するが故に、暫時志願兵募集の行はれぬじ事を望む。

布哇軍一情報部長陸軍大佐 ケルデル・ゼー・ファイルダー氏

(今年三月布哇大學で行はれたファイルダー大佐の講演の一節)

軍事工の秘密を發表する事を削り命は此處に確信を以つて古ひ得る事は日本人自身が日本人社會と而して状況との重なる連絡機關であり且つ彼等の氣風、要求或は活動に就いての正確なる調査機關である。

斯る至難な問題をヒューラー・ヤコーゼンバーグ(獨逸人)の如き人あらば如何に取り扱つたであらうか。恐らく敵国人の一人だにも辯明する機會も與えあいであらうと信ずる事は何人も同意する處であらう。然るに布哇では斯る機會が彼等に與えられた事であつて、軍事的に何等の躊躇なく健全なものである。此の好結果に進行しつゝある所以は賢明ある行政の然らしむる處であると共に、布哇に於ける善良ある米国市民の寛容に依つて爲された賜である。我々はローズベルト大統領が陳述した民主国民は親善の人間であると古く主義を實行して居るのである。

各々任務にある多數の日本市民が忠誠を證明し、軍事上困難ある問題を解決した幾多の具體的方法を發表するには余りに多々の時間を要す。並の愚見論錯説に迷はざれ居る能く人々に余が報告した事は馬鹿らしい同情心や或は愚昧から此の政策を取つた者は一人もゐのである。然々に孰つては日本又び日本人は我々の生命と我々の生活状態を杜絶せんば止まない處の頑固な大膽な軍事的熱狂者である。彼等の陸海軍を完全に廢棄せねばあらぬのである。然るに日本市民として彼等が叛逆者である事を證明されざる以上、米国人として取り扱はねばあらぬ。

戦時食料統制局長

チエスター・シー・デヴァイス氏

〔戦時食料統制局長チエスター・デヴァイス氏より轉往局への報告〕

戦時食料統制局は各轉往局より解放された。日本市民を農園労働者として雇用する事を奨励する。数千の是等労働者は昨年に於て好成績を挙げたのであるが、現在も必要缺く可からざる農産物の生産に援助して居る。更に多くの労働者を要する時、此の大なる労力資源を最も有益に使用する事に協力する人々は米国々家の戦時工作に眞の貢献して居るものである。